

第5期

川崎市男女平等推進行動計画

～かわさき☆かがやきプラン～

概要版

計画期間：令和4(2022)年度～令和7(2025)年度

女性も男性も全ての個人が、多様な価値観や意見を尊重し、性別にかかわらず、その個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会としての「男女平等のまち・かわさき」の実現をめざして、第5期川崎市男女平等推進行動計画を策定しました。本計画に基づき、男女平等施策を総合的に推進していきます。



川崎市

令和4(2022)年3月

計画策定の背景

持続可能な開発サミットにおいてSDGsが採択 平成27(2015)年9月

17の目標のうち5番目が「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」と位置付けられました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大 令和2(2020)年～

感染症の影響は、社会のあらゆる領域に影響を及ぼしていますが、特に女性や女児に深刻な影響を与えていることが指摘されています。

国の第5次男女共同参画基本計画 令和2(2020)年12月

新型コロナウイルス感染症への対策やSDGsの達成に向けた取組が課題等として挙げられました。

川崎市の人口・世帯構成の変化

総人口は令和12(2030)年まで増加しその後減少し、少子高齢化が進むことが想定されています。また単独世帯の増加が顕著になっており、家族形態の多様化が進んでいます。

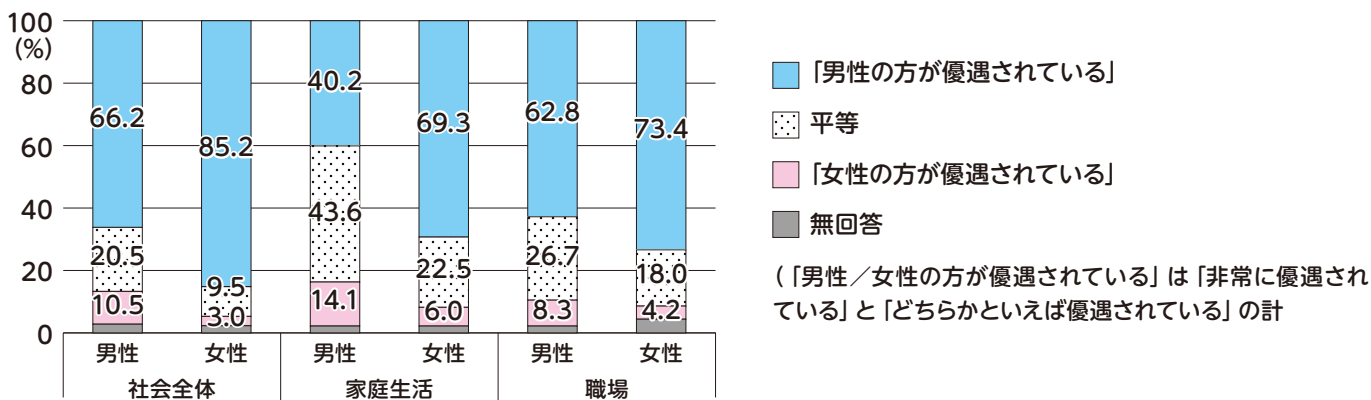
現状と課題

男女共同参画やジェンダー平等に係る理解

○現状

- ・ 固定的な性別役割分担意識については経年で市民の意識の変化が見られますが、男女の地位の平等感については「男性の方が優遇されている」と回答する人の割合が高くなっています。

[図表 男女の地位の平等感 (川崎市)]



(資料) かわさきの男女共同参画に関するアンケート調査報告書 (平成31(2019)年)

○課題

- ・ 引き続き固定的な性別役割分担意識を解消していくとともに、誰もが性に関する思い込み（アンコンシャス・バイアス）があるという前提のもと、啓発を推進していく必要があります。
- ・ 市の施策事業が男女共同参画の視点から推進されるよう、市職員の意識啓発を図る必要があります。
- ・ 性のあり方の多様性を踏まえた性的マイノリティの人々の包括が必要となっています。

⇒目標Iを「男女共同参画に係る教育・啓発の推進」と位置づけ、市民や市職員への啓発に取り組みます。

働く場・家庭における男女共同参画

○現状

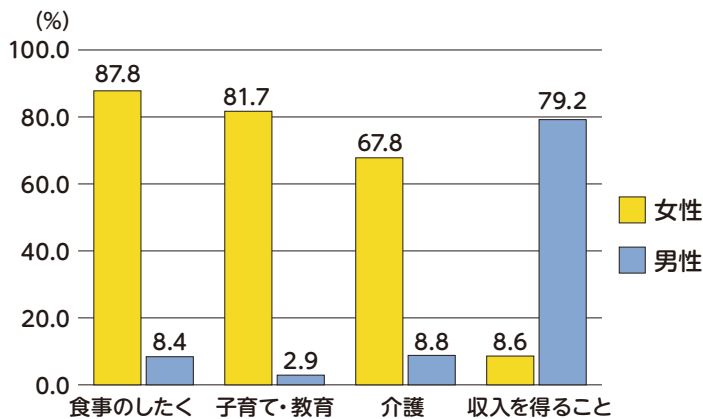
- ・ 審議会等委員及び市役所管理職に占める女性の割合は大きく改善が見られない状況にあります。
- ・ 本市の女性無業者のうち就業を希望する女性は多いが、育児等を理由に求職活動に至っていない女性も多い状況があります。
- ・ 男女ともにワーク・ライフ・バランスの取れた生活を希望する人は多いですが、現実には、女性は「家庭生活優先」、男性は「仕事優先」となる人が多くなっています。
- ・ 家庭の分担状況では、収入を得ることは男性に偏っており、家事・育児等は女性に偏っています。

○課題

- ・政策・方針決定過程への女性の参画拡大や女性のキャリア形成支援を行うとともに、ライフイベントに応じた働き方が実現できるよう子育て・介護支援や、働き方改革、男性の家庭・地域生活への参画を推進していく必要があります。

⇒目標Ⅱを「職業生活・家庭生活における男女共同参画の推進」と位置付け、働く場における女性の活躍推進と働き方改革、家庭生活における男性の参画促進を一体的に推進していきます。

【図表 家庭の分担状況（川崎市）】



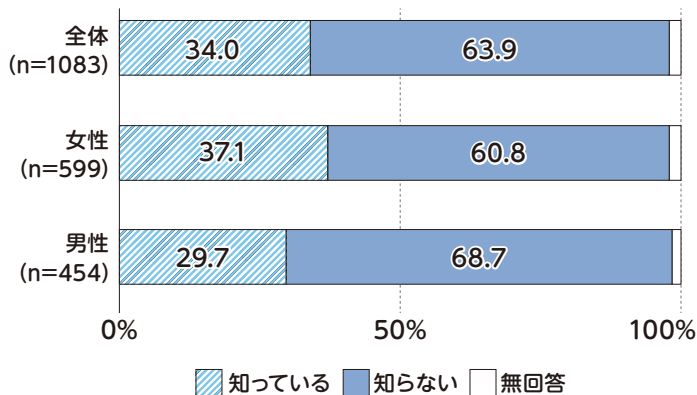
(資料) かわさきの男女共同参画に関するアンケート調査報告書 (平成31 (2019) 年)

地域において様々な困難を抱える女性に対する支援

○現状

- ・DVに関する相談件数は増加傾向にあり被害の多様化・複雑化が顕在化していますが、DVに関する相談窓口の認知度は低い状況となっています。
- ・全国的に、若年女性が被害者となる性暴力や性犯罪の多様化・深刻化、「生理の貧困」問題が顕在化しています。

【図表 DV相談窓口の認知度（川崎市）】



(資料) かわさきの男女共同参画に関するアンケート調査報告書 (平成31 (2019) 年)

○課題

- ・暴力防止に向けた教育・啓発を推進するとともに、被害者の状況やニーズに応じた切れ目のない支援が必要となっています。
- ・特に若年層に対しては、支援に繋がるよう相談窓口の周知とともに、抱える困難やニーズ等について実態把握を行うことが求められています。

⇒女性に対するあらゆる暴力の防止や生活上の困難を抱えた女性への支援を、目標Ⅲ「地域における男女共同参画の推進」に位置付け地域のネットワークの中で取組を進めます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う状況の変化

○現状

- ・内閣府「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書」から、全国的な女性労働者数の減少、有配偶女性の非労働力化、シングルマザーの失業率の増加や、在宅時間の増加等によるDVや性暴力被害の増加、女性自殺者数の増加が把握されています。

○課題

- ・感染症の影響は長期化するにつれて、さらに深刻な影響をもたらす可能性があります。

⇒感染症をはじめ、社会環境の変化が市民生活に及ぼした影響の検証を男女共同参画の視点から推進します。また、就労支援やDV被害者支援など、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている施策については、検証結果を踏まえ、性別によって受ける影響は異なる点に留意して推進します。

基本的な考え方

川崎市男女平等推進行動計画は、男女平等かわさき条例に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するために策定するものです。第5期行動計画で目指すべき男女共同参画社会の具体像として、3つの目標と、その下に11の基本施策と46の施策を体系的に位置付け、取組を推進していきます。

目標Ⅰ 男女共同参画に係る教育・啓発の推進

家庭、学校、働く場、地域などあらゆる場面において、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた教育・啓発を推進し、性別にかかわらず誰もが個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の形成に向けた理解の促進に取り組みます。

基本施策1 男女共同参画の理解の促進

基本施策2 男女共同参画の視点に立った施策の推進

目標Ⅱ 職業生活・家庭生活における男女共同参画の推進

政策・方針の立案及び決定への女性の参画拡大や女性のキャリア形成支援など職業生活における女性の活躍推進と併せて、家庭生活における男性の参画促進、仕事と生活の両立に向けた働き方改革の一体的な推進に取り組みます。

基本施策3 政策・方針の立案及び決定への女性の参画拡大

基本施策4 働く女性・働きたい女性へのキャリア形成支援

基本施策5 男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた環境づくり

基本施策6 家庭生活への男性の参画促進

基本施策7 女性活躍や働き方改革に向けた企業の取組の促進

目標Ⅲ 地域における男女共同参画の推進

地域防災活動を始めとする様々な地域活動、DV被害者や貧困など困難を抱える女性への支援、生涯にわたる健康支援など、多様な地域課題に対し男女共同参画の視点から取り組みます。

基本施策8 女性に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援

基本施策9 地域活動における男女共同参画の推進

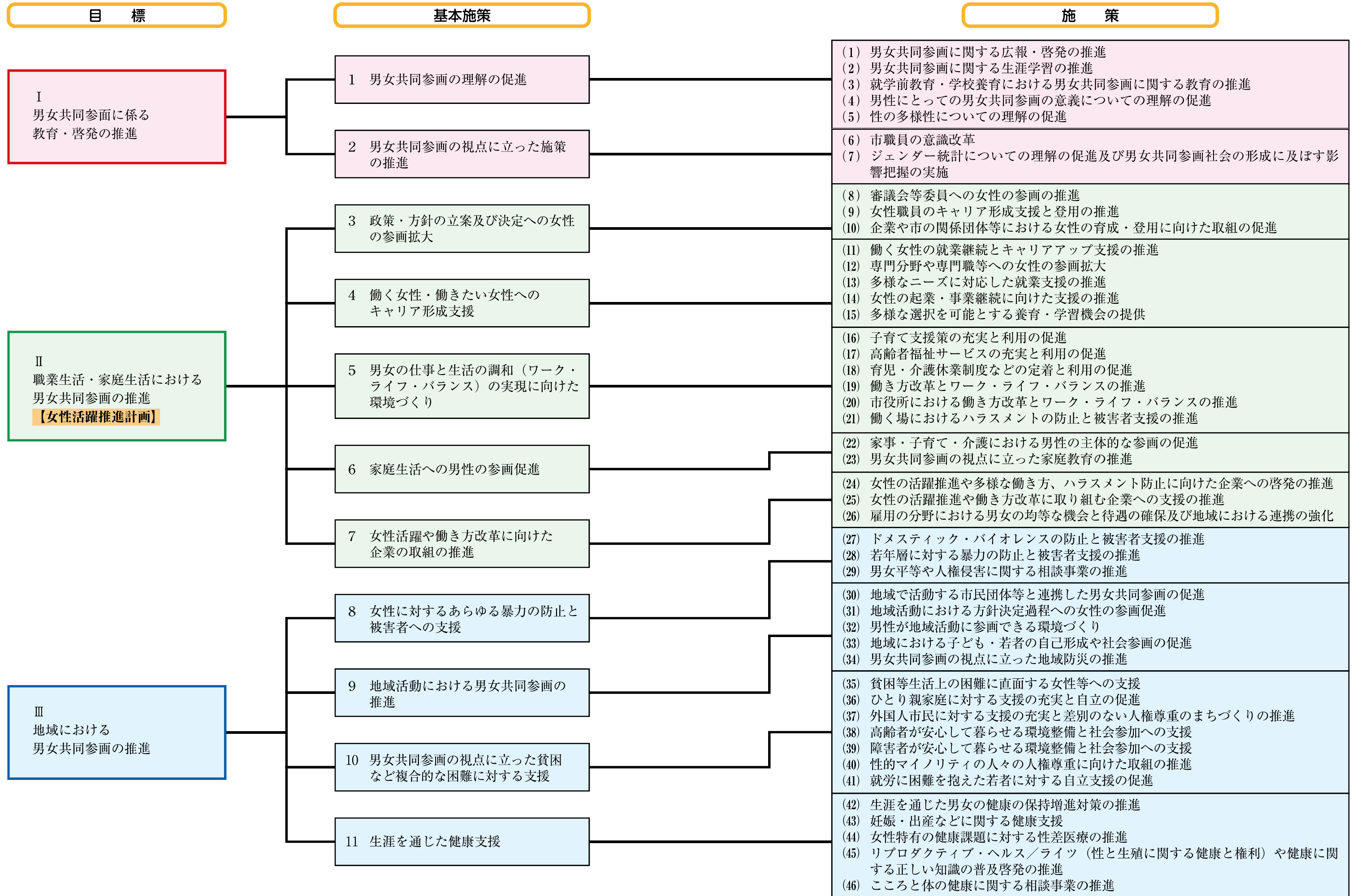
基本施策10 男女共同参画の視点に立った貧困など複合的な困難に対する支援

基本施策11 生涯を通じた健康支援

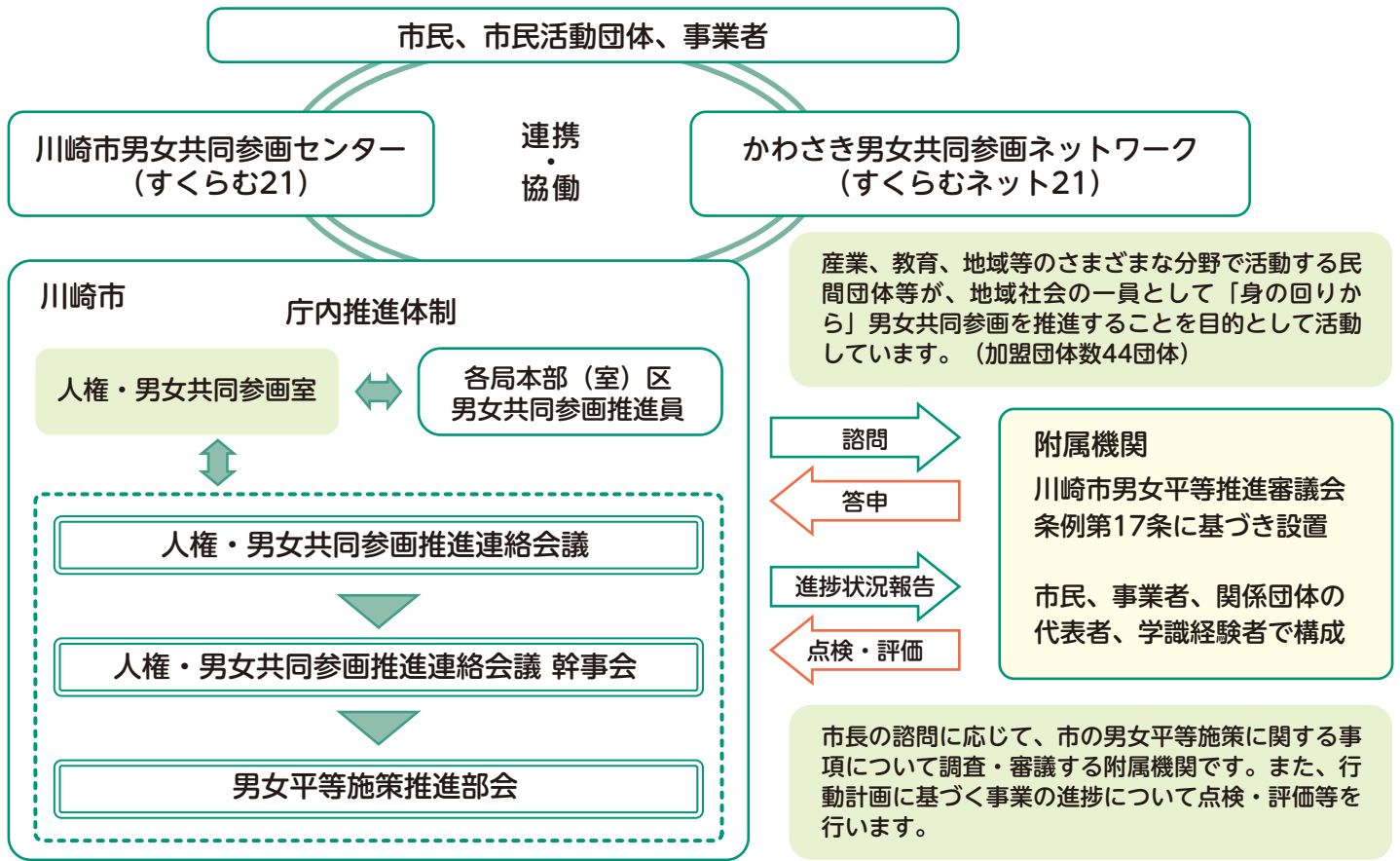
計画の位置付け

- ① 本計画は、男女平等かわさき条例第8条に基づき定めるもので、男女共同参画社会基本法第14条の「市町村男女共同参画計画」とします。
- ② 本計画は、川崎市総合計画第3期実施計画及び本市各種計画との整合性を図りながら推進していきます。
- ③ 本計画の目標Ⅱ「職業生活・家庭生活における男女共同参画の推進」は、女性活躍推進法第6条に規定されている「市町村推進計画」です。
- ④ 本計画は、「SDGs」における「目標5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」と方向性を共有するものです。

第5期川崎市男女平等推進行動計画体系図



計画の推進体制



点検・評価

計画の点検・評価については、事業の進捗状況についての所管課及び推進員からの報告と、審議会での評価結果を、年次報告書としてまとめ、公表します。また、本計画を着実に推進していくため、数値目標を設定しています。

項目	現状値 【年度】	目標値 【令和7(2025)年度】
性別にかかわらず、自分の個性や能力を發揮できる状況であると思う市民の割合(男女が平等になっていると思う市民の割合)	38.9% 【令和3(2021)年度】	40%以上
市の審議会等委員に占める女性の割合	31.2% 【令和3(2021)年度】	40%以上
女性委員ゼロの審議会等の数	22 【令和3(2021)年度】	0
市役所課長級職員に占める女性の割合	24.0% 【令和3(2021)年度】 (令和3年4月1日現在)	30%以上 (令和8年4月1日まで)
就業に関する総合相談窓口「キャリアサポートかわさき」における女性年間就職決定者数	236人 【令和2(2020)年度】	278人以上
ワーク・ライフ・バランスの取組を行っている事業所割合	76.8% 【令和2(2020)年度】	80%以上
配偶者が出産した市役所職員に占める育児休業取得者割合	17.8% 【令和2(2020)年度】	30%以上
「かわさき☆えるぼし」認証企業数	83 【令和3(2021)年度】	100以上

川崎市男女共同参画センター（愛称：すくらむ21）の御紹介

川崎市男女共同参画センターは、平成11(1999)年に、男女平等かわさき条例に基づき設置された市の施設です。

性別にかかわらず男女があらゆる分野で持てる力を発揮できる男女共同参画を推進する活動拠点として、主に「調査・研究」・「相談」・「情報収集及び提供」・「市民の学習、研修及び交流の活動支援」の事業を行っています。



所在地 高津区溝口2-20-1

電話 044-813-0808

URL <https://www.scrum21.or.jp/>

すくらむ21



第5期川崎市男女平等推進行動計画 概要版

令和4(2022)年3月

川崎市市民文化局人権・男女共同参画室

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-2300

FAX 044-200-3914

メールアドレス 25zinken@city.kawasaki.jp



川崎市



川崎市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

